

昭憲皇太后基金  
(The Empress Shoken Fund)

令和4年6月  
緊急・人道支援課

1 沿革

(1) 1912年にワシントンにおいて第9回赤十字国際会議が開催された際、当時の皇后であった昭憲皇太后が国際赤十字に対し、赤十字の平時における救護活動推進のため10万円（現在の3億5千万円相当）を寄付されたのを機に設立された。

(2) その後、皇室からの計12回に渡る追加下賜金、我が国政府拠出金（昭和41年より平成3年度まで毎年1,000万円、平成4年度より平成9年度まで毎年2,000万円、平成10年度より平成13年度まで毎年1,700万円、平成14年度は850万円）及び民間からの寄付金を加え、2021年末現在の基金総額（元金）は約1240万スイスフランに上る。

2 活動内容

(1) 基金の運用収益は、毎年1回（昭憲皇太后命日である4月11日）に開発途上国等の赤十字・赤新月社からの申請に応じて配分され、各国における平時の救護活動（救急車、医療機材の購入、赤十字組織の強化等）に役立てられている。

(2) 1921年から始まった配分は、1944年を除いて途絶えたことはなく、2021年には第100回配分が行われた。

(3) 本件基金によって購入された救急車両や物資等には「昭憲皇太后基金からのギフト」とエンブレムが記入され、本件基金は関係諸外国に広く知れ渡っている。

3 運営

赤十字国際委員会（ICRC）及び国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）から各3名指名された計6名の独立した委員による合同委員会（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使がオブザーバーとして出席）により管理・運営されている。

（了）